

## 現地説明会 説明事項

令和 8 年 1 月 7 日

- 一般競争入札への参加申込みにあたっては、募集要項や契約書（案）等に記載されている内容を必ず確認すること。

記載内容の中でも、特に注意が必要な事項は以下のとおり。

- 現在設置されている駐車場施設は、現借受者が設置したものであり、現借受者が 2 月 28 日までに貸付前の状況（ホームページに掲載している写真を参照）に戻して、県に返還する予定になっている。

<現借受者が設置した駐車場施設>

- ・出入口施設一式（機器、基礎、バリカー、一次側引込電源等）
- ・料金看板、満空表示灯
- ・車止めブロック
- ・アスファルト舗装（※敷地南側のみ、約 1,200 m<sup>2</sup>）
- ・照明
- ・架空配線用支柱
- ・防草シート（※県庁側、約 20m）
- ・フェンス（※白色、側、約 24m）
- ・ガードレール（※敷地西側の一部）

<貸付前の状況で残っている施設>

- ・ブロック塀（敷地北側の周囲）
- ・舗装（アスファルト、コンクリート）（※敷地北側）
- ・フェンス（※敷地東側）
- ・ガードレール（※敷地西側の一部）

- 新借受者による駐車場施設の設置は、3 月 1 日以後に行うことができる。

5 年後（令和 13 年）の貸付期間満了日までに撤去し、令和 3 年に現借受者に貸し付ける前の状況に戻して、県に返還すること。ただし、事前協議のうえ、大分県の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 大分市から都市計画駐車場として都市計画決定されているため、駐車台数は必ず 101 台以上を確保すること。

- 入札日は 1 月 26 日（月）だが、1 月 15 日（木）までに申込が必要。

提出書類に不備等がある場合は期限内に修正すること。

## 現地説明会 質疑事項

Q 1 : 現状はゲート式の駐車場となっているが、ゲート式でなければならぬか？

A 1 : 指定はない。

Q 2 : 出入口の位置は現状のままでなければならないか？

A 2 : 西側であれば、どの場所でも良い。なお、出入口は1箇所に限る。

Q 3 : 車いす用の駐車スペースを設ける必要があるか？

A 3 : 駐車場法及び関係法令の規定に従うこと。